

内閣府、総務省、法務省、
○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第
経済産業省、国土交通省 号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び第二項（これら
の規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四項並びに第六条第一項の規
定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

法務大臣 平口 洋

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(顧客等の本人特定事項の確認方法)

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下同じ。）のうち、同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）であつて、氏名、住居、生年月日及び写真（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券にあつては、氏名、生年月日及び写真。チにおいて同じ。）の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第団十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたもの（以下「特定半導体集積回路付き本人確認書類」という。）の提示を受けるとともに、当該特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させる方法

改 正 前

(顧客等の本人特定事項の確認方法)

第六条 「同上」

- 一 「同上」

イ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

口 次に掲げる行為のいずれかを行うとともに、当該顧客等の本人確認書類に記載されている当該顧客等の住居に宛てて、

預金通帳その他の当該顧客等との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法

(1) 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認

書類（特定半導体集積回路付き本人確認書類を除く。）又は本人確認書類のうち次条第一号ニに掲げるものの提示を受けること。

(2) 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認

書類のうち次条第一号ハ又はホに掲げるもの（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）の提示を受けるとともに、当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させること。

〔号の細分を削る。〕

口 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条第一号イに掲げるものを除く。）の提示（同号口に掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載さ

れている当該顧客等の住居に宛てて、預金通帳その他の当該顧客等との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法

「加える。」

「加える。」

ハ 当該顧客等若しくはその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類

の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。以下この号において同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

〔号の細分を削る。〕

ホ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法

ハ 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ・ホ 「略」

ヘ 次の(1)若しくは(2)に掲げる取引又は当該顧客等との間で(2)

チ 次の(1)若しくは(2)に掲げる取引又は当該顧客等との間で(2)

に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号テ若しくはサに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるものの写し（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。以下ヘ及びカにおいて同じ。）又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居の記載がない場合には、当該顧客等の現在の住居の記載がない場合には、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

トII
〔1・2 略〕

トII
当該顧客等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第二十条第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特

に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号テ若しくはサに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるものの写し（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合には、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リII
〔1・2 同上〕

リII
当該顧客等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）及び第二十条第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特

定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客等のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。チ及び第二十条第一項第五号において同じ。）を行う方法

チ その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わつて受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わつて住居を確認し、特定半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させ、並びに第二十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十八条号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第十四条第一項第二号イにおいて「特定半導体集積回路付き本人確認書類提示等措置」という。）又は特定事業者に代わつて住居を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客等のものであることの確認を行い、並びに第二十条第一項第一号及び第五号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第十四条第一項第二号ロにおいて「特定電磁的記録送信等措置」という。）がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法

定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客等のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ヌ及び第二十条第一項第五号において同じ。）を行う方法

ヌ その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わつて受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わつて住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第二十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十八条号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第十四条第一項第二号イにおいて「写真付き本人確認書類提示等措置」という。）又は特定事業者に代わつて住居を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客等のものであることの確認を行い、並びに第二十条第一項第一号及び第五号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第十四条第一項第二号ロにおいて「特定電磁的記録送信等措置」という。）がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法

リハル 「略」

ヲ 当該顧客等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者に限る。以下ヲにおいて同じ。）又はその代表者等から当該顧客等の写真付き本人確認書類の提示（次条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

ワ 当該顧客等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下ワ及びカにおいて同じ。）又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（同条第一号ニに掲げるものを除く。）の送付を受け、又は特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類（同条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けるとともに、当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ルワ 「同上」

「号の細分を二つずつ繰り上げる。」
「号の細分を加える。」

カ 当該顧客等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下カ及びヨにおいて同じ。）又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（同条第一号ニに掲げるものを除く。）の送付を受け、又は特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類（同条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

力|| 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（以下「本人確認書類」といいう。）のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあっては、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居の記載がない場合には、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

二 法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等（第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。）当該顧客等から旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）であつて、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるもの又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の

三|| 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（以下「本人確認書類」といいう。）のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあっては、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居の記載がない場合には、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

二 法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等（第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。）当該顧客等から旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）であつて、第八条第一項第一号に定められた事項の記載があるもの又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者

写しが貼り付けられたものに限る。次条第一号イ及び第三号において単に「船舶観光上陸許可書」という。)の提示を受ける方法

三 「略」

2 特定事業者は、前項第一号イからホまで、ト、ヲ若しくはワ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等の本人確認書類若しくは当該顧客等の代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。)の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。)により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客等の現在の住居の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合は同項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う

の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。次条第一号イ及び第三号において単に「船舶観光上陸許可書」という。)の提示を受ける方法

三 「同上」

2 特定事業者は、前項第一号イからトまで、リ若しくはカ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法(同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。)の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。)により本人特定事項の確認を行なう場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客等の現在の住居の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合は同項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合は同項第三号ニに掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国

場合にあつては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第一号口、ホ若しくはワ又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔一〕五 略

3 特定事業者は、第一項第三号口からニまでに掲げる方法（同号口及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（当該場所が外国に所在し、かつ、当該顧客等が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあつては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4 特定事業者は、第一項第一号口、ホ、ヘ、ワ若しくはカ又は第三号口からニまでに掲げる方法（同号口及びハに掲げる場合にあつて

外転出者である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合又は同項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合にあつては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号口、ト若しくはカ又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔一〕五 同上

3 特定事業者は、第一項第三号口からニまでに掲げる方法（口及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（当該場所が外国に所在し、かつ、当該顧客等が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあつては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4 特定事業者は、第一項第一号口、ト、チ、カ若しくはヨ又は第三号口からニまでに掲げる方法（口及びハに掲げる場合にあつて

つては、括弧書に規定する方法に限る。)により本人特定事項の確認を行ふ場合には、取引関係文書を書留郵便等により転送不送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

〔一〕三 略

(代表者等の本人特定事項の確認方法)

第十二条 法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法については、第六条第一項(同項第一号(へを除く。)に係る部分に限る。)及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項第一号 イ 〔項を削る。〕	当該顧客等又はその 代表者等から当該顧 客等	当該代表者等から当 該代表者等
---------------------------	------------------------------	--------------------

は、括弧書に規定する方法に限る。)により本人特定事項の確認を行ふ場合には、取引関係文書を書留郵便等により転送不送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

〔一〕三 同上

(代表者等の本人特定事項の確認方法)

第十二条 法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法については、第六条第一項(同項第一号(手を除く。)に係る部分に限る。)及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項第一号 イ 〔第六条第一項第一号 の提示を除く。〕	当該顧客等又はその 代表者等から当該顧 客等	当該代表者等から当 該代表者等
--	------------------------------	--------------------

二	第六条第一項第一号	第六条第一項第一号	第六条第一項第一号	第六条第一項第一号	第六条第一項第一号	〔項を削る。〕		
顧客等に 当該顧客等の 代表者等	当該顧客等又はその 代表者等	当該顧客等又はその 代表者等	当該顧客等又はその 代表者等	当該顧客等又はその 代表者等	当該顧客等又はその 代表者等			

ハ	第六条第一項第一号	第六条第一項第一号	第六条第一項第一号	第六条第一項第一号	第六条第一項第一号	口		
顧客等に 当該顧客等の 代表者等	当該顧客等又はその 代表者等	当該顧客等又はその 代表者等	当該顧客等又はその 代表者等	当該顧客等又はその 代表者等	当該顧客等又はその 代表者等	その代表者等 限り。) 提示 (同号口に掲げ る書類の提示にあつ ては、当該書類の代 表者等からの提示に 限る。)	当該顧客等の 同号口、ニ 提示 (同号口に掲げ る書類の提示にあつ ては、当該書類の代 表者等からの提示に 限る。)	当該代表者等の 同号二 提示
代表者等に 当該代表者等の 代表者等	当該代表者等 の代表者等	当該代表者等 の代表者等	当該代表者等 の代表者等	当該代表者等 の代表者等	当該代表者等 の代表者等		当該顧客等の 同号口に掲げ る書類の提示にあつ ては、当該書類の代 表者等からの提示に 限る。)	当該代表者等の 同号二 提示

顧客等（	顧客等と 顧客等を	顧客等（
第六条第一項第一号	当該顧客等と 当該顧客等が	第六条第一項第一号
ホトカラルまで	顧客等と 当該顧客等が	顧客等（
第六条第一項第一号	当該顧客等又はその 代表者等と 当該顧客等が	第六条第一項第一号
カキ	当該顧客等の 代表者等と 当該顧客等が	顧客等（
第六条第一項第一号	当該顧客等 その代表者等 当該代表者等	第六条第一項第一号
本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者に限る。以下ヲにおいて同じ。）又はその代表者等から当該顧客等に掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）	当該顧客等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者に限る。以下ヲにおいて同じ。）から当該代表者等	第六条第一項第一号
提示（次条第一号口に掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）	提示	第六条第一項第一号

顧客等（ 代表者等を 顧客等と 当該顧客等が 当該顧客等しか 当該顧客等を 顧客等（ 代表者等を ）	ト	第六条第一項第一号	第六条第一項第一号 リからワまで	「項を加える。」
顧客等と 当該顧客等が 当該顧客等しか 当該顧客等を 顧客等（ 代表者等を ）	代表者等と 当該代表者等が 当該代表者等しか 当該代表者等を 顧客等（ 代表者等を ）	第六条第一項第一号 リからワまで	第六条第一項第一号 リからワまで	「項を加える。」
顧客等と 当該顧客等が 当該顧客等しか 当該顧客等を 顧客等（ 代表者等を ）	代表者等と 当該代表者等が 当該代表者等しか 当該代表者等を 顧客等（ 代表者等を ）	第六条第一項第一号 リからワまで	第六条第一項第一号 リからワまで	「項を加える。」

えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、ホ、ワ若しくはカに掲げる方法又は第二項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

〔一～三 略〕

5
〔略〕

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第十四条 法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第二項に係る部分に限り。）の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条第二項第一号に掲げる取引に際して当該確認（第一号に掲げる方法が第二号ロに掲げる方法によるもの（関連取引時確認が、同項に

えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、ト、カ若しくはヨに掲げる方法又は第二項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

〔一～三 同上〕

5
〔同上〕

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第十四条 法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第二項に係る部分に限り。）の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条第二項第一号に掲げる取引に際して当該確認（第一号に掲げる方法

規定する取引に際して行われたものであつて、第一号に掲げる方法が第二号口に掲げる方法によるものである場合におけるものを除く。）を行つときは、関連取引時確認において用いた本人確認書類（その写しを用いたものを含む。）及び補完書類（その写しを用いたものを含む。）以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの少なくとも一を用いるものとする。

一 第六条（第一項第一号ヘを除く。）又は第十二条（第二項を除く。）に規定する方法

二 次のイ又はロに掲げる前号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法

イ 第六条第一項第一号イからホまで、チ（特定半導体集積回路付き本人確認書類提示等措置）がとられているものに限る。

以下イにおいて同じ。）及びヲからカまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類（第六条第一項第一号ハからホまで、チ、ワ若しくはカ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受け

一 第六条（第一項第一号チを除く。）又は第十二条（第二項を除く。）に規定する方法

二 「同上」

イ 第六条第一項第一号イからトまで、ヌ（写真付き本人確認書類提示等措置）がとられているものに限る。

以下イにおいて同じ。）カ及びヨ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等若しくは当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類（第六条第一項第一号ホからトまで、ヌ、カ若しくはヨ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受け

本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う場合又は第六条第一項第三号二に掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合にあつては、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写し）の送付を受ける方法

口 第六条第一項第一号ト、チ（特定電磁的記録送信等措置がとられているものに限る。）及びリからルまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類（第六条第一項第一号ト若しくはリ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う場合又は第六条第一項第三号ロ、ハ若しくはホに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合（以下口において「住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合」という。）にあつては、当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本

ない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う場合又は第六条第一項第三号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合にあつては、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写し）の送付を受ける方法

口 第六条第一項第一号リ、ヌ（特定電磁的記録送信等措置がとられているものに限る。）及びルからワまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類（第六条第一項第一号リ若しくはル（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う場合又は第六条第一項第三号ロ、ハ若しくはホに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合（以下口において「住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合」という。）にあつては、当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本

店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類（住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合にあつては、当該補完書類又はその写し）の送付を受ける方法）

〔24 略〕

(確認記録の作成方法)

第十九条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一
〔略〕

一 次のイからワまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからワまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（ヘに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

「号の細分を削る。」

イ 第六条第一項第一号ハ（第十二条第一項において準用する

場合を含む。)に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はそ

の
写
し

二
四
同上

(確認記録の作成方法)

第十九条 [同上]

一
[同上]

二 次のイから力までに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イから力までに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（トに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

イ 第六条第一項第一号ニ（第十二条第一項において準

場合を含む。)に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

口第六条第一項第一号本

場合を含む。)に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はそ

の写し

店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該

ある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受

け、又は当該補完書類（住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合にあっては、当該補完書

類又はその写し)の送付を受ける方法(

口 第六条第一項第一号ニ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し

ハ 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該本人確認書類若しくはその写し又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくはその写し

ニ 第六条第一項第一号カ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行つたときは 当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

ホ 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該特定電磁的記録又はその写し

ヘ 第六条第一項第一号リ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該特定電磁的記録又はその写し

ト 第六条第一項第一号ルからワまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該方法により本人特定事項の確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

ト 第六条第一項第一号ワ（第十二条第一項において準用する

リ 第六条第一項第一号カ（第十二条第一項において準用する

場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

チワワ
「略」

2

「略」

（確認記録の記録事項）

第二十条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次

の各号に掲げるものとする。

「一～三 略」

四 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第六条第一項第一号ホ若しくはワ）（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付

五 「略」

六 第六条第一項第一号ロ、ホ、ヘ、チ、ワ若しくはカ（これら規定（同号ヘを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

文書を送付した日付

場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

リカ
「同上」

2

「同上」

（確認記録の記録事項）

第二十条 「同上」

「一～三 同上」

四 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第六条第一項第一号ト若しくはカ）（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付

五 「同上」

六 第六条第一項第一号ロ、ト、チ、ヌ、カ若しくはヨ（これら規定（同号チを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

七 第六条第一項第一号ハ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

八 第六条第一項第一号ニ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ニ(1)又は(2)に掲げる行為を行った日付

九 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ニ(1)又は(2)に掲げる行為を行った日付

九 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付

十 第六条第一項第一号ワ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は本人確認用画像情報の送信を受けた日付

「十一～三十一 略」

「2・3 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

七 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

八 第六条第一項第一号ハ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ヘ(1)又は(2)に掲げる行為を行った日付

九 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けた日付

十 第六条第一項第一号カ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は本人確認用画像情報の送信を受けた日付

「十一～三十一 同上」

「2・3 同上」

附 則

この命令は、令和九年四月一日から施行する。